

## 令和6年度学校体育施設利用に伴う団体承認書

学校体育施設利用団体登録において、規定による登録対象区分が8)に該当する団体は、必ず団体の承認を受け、スポーツ推進課へご提出ください。

団体名

団体責任者

連絡先

上記の団体は、本会に所属する団体であることを認めます。

令和6年 月 日

会長

印

※スポーツ協会加盟競技協会長の承認として押印する印は、個人の認印ではなく競技団体長の角印等を使用してください

※スタンプ式の印鑑は使用しないでください

## 令和6年度三島市立学校体育施設開放規定より抜粋

### 開放の対象

三島市に在住または在勤の者で構成される下記に記載されている団体で、使用目的がスポーツまたは運動を伴う活動であること。

### 優先の順位（団体の要件）

- 1) 三島市または教育委員会主催による利用
- 2) P T Aまたは校区体育振興会主催による利用
- 3) 学校区内町内会が主催する行事による利用
- 4) 三島市スポーツ協会、三島市レクリエーション協会、総合型地域スポーツクラブ主催による利用
- 5) 子ども会またはスポーツ少年団主催による利用
- 6) 三島市スポーツ協会に加盟している競技協会（連盟）主催による利用
- 7) 主に学校区内の人々で構成された団体による利用（営利を目的としない団体に限る）  
※「主に学校区内の人々で構成」とは半数以上が学区内に在住または在勤する人々で構成されていることを指す。  
※7)の要件では、市内に在住しないかつ在勤しない人は利用できない。ただし、指導者に限っては可とする  
※定期利用の希望が重複した場合のみ、他校を利用することができる。
- 8) 三島市スポーツ協会に加盟している競技協会（連盟）の傘下または三島市レクリエーション協会の傘下にある団体による利用（営利を目的としない団体に限る）

※上記の8)に該当する団体は、表面「令和6年度学校体育施設利用に伴う団体承認書」の提出が必要です。

- ※町内会（自治会）や学校区内の有志により構成された団体の定期利用は7)に該当します。  
※町内会（自治会）や学校区を越えた有志（半数以上）により構成された団体は、8)に該当しなければ利用対象外となります